

日本語教育学会 2020年度秋季大会

パネルⅠ
共生社会のための日本語教育

稲垣みどり（山梨学院大学）

細川英雄（言語文化教育研究所）

金泰明（大阪経済法科大学）

杉本篤史（東京国際大学）

日本語教育と言語権

内 容

1. 日本における言語権
2. 再考・人権とはなにか
3. ネオリベラリズムと人権
4. 日本語教育推進法について

1. 日本における言語権

言語権という考え方

- ・ 国際人権条約では所与の考え方
 - ⇒ 母語に関する権利
 - ⇒ 多数派言語に関する権利
 - ⇒ 言語権を保障するための国の義務
- ・ 日本の国内法ではまったく言及されていない

1. 日本における言語権

国際社会における言語権の発展

- 世界人権宣言 (1948) 言語による差別の禁止
- 国際人権規約 (1976) 具体的な権利への言及
- 児童の権利条約 (1990) 子どもの母語保持
- 先住民権利宣言 (2007) 民族継承語の保護

—ここまでは音声言語を想定した権利概念—

- 障害者権利条約 (2008) 手話を言語と認定

1. 日本における言語権

在住外国人

通訳・翻訳を利用する権利
日本語学習の権利
母語を保持する権利

日本語母語話者

方言を保存し継承する権利
方言の通訳利用や公的場面で使用する権利
点訳/触手話/音読などの情報保障手段を利用する権利
わかりやすい日本語への通訳・翻訳を利用する権利

在外邦人

継承日本語を学ぶ権利

第二言語を
学ぶ権利

ろう者

通訳・翻訳を利用する権利
手話で教育を受ける権利
(書記)日本語学習の権利

聴親

手話を学ぶ権利

アイヌ語/琉球諸語/ 在日コリアン継承語等話者

民族語を継承する権利
民族語を公的場面で使用する権利
民族語によるマスコミュニケーションの権利

2. 再考・人権とはなにか

人権とはなにか？

- ・ 人権を主張しうる条件：人間であること
⇒ それ以外の条件を課すことは許されない
- ・ 憲法：国家権力を制限し保障すべき人権を示す最高法規
⇒ 国家の役割：人権の尊重

2. 再考・人権とはなにか

日本では人権教育と道徳教育が混同されている

- 道徳（他者に迷惑をかけない）が他者の人権を制限/侵害する可能性
- 人権の主張には、義務の履行は必要ないという大前提が道徳教育化された人権教育のなかで共有されていないのではないか？

3. ネオリベラリズムと人権

ネオリベラリズム的政策

- ・ 緊縮財政のなかで「小さな政府」論
 - ⇒ 政府の本来業務である人権保障分野まで民間委託
- ・ 人権保障領域でのボランティアリズム (ex. こども食堂)
 - ⇒ ここでのボランティアリズム：「自発的」という本来の意味よりも日本独特の半強制的な同調圧力のもとで行われる「無料奉仕」活動

3. ネオリベリズムと人権

ボランティア（道徳）による人権保障という根本的矛盾

- ・ 公権力の弱い部分ではボランティアは必要

BUT!

- ・ ボランティアはいつかなくなるべき存在

⇒ 国家の本来業務である人権保障施策がボランティアに依存しているのは危険な状況

4. 日本語教育推進法について

日本における言語権導入の出発点か言語権概念を否定する
第一歩か

- ・ 条文には日本が加入する国際人権条約への言及はない
 - ・ 学習者の権利についても一切言及がない
- ⇒ 同法における日本語学習の機会提供は恩恵的措置

4. 日本語教育推進法について

法文の欠缺（けんけつ）を運用によって埋めていく？

- ・ 現在は同法に基づく日本語教育の制度設計で手一杯
- ・ 日本語教育のビジョンを省察できる段階になったら以下について言及していけるか／言及する気があるか
 - ⇒ 学習者の言語権とその根拠となる国際条約への言及
 - ⇒ 他の言語的マイノリティの権利との接続についての言及

おわり